

「熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則」の一部改正について

1. 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う改正

幼児教育無償化に向けた取組として、平成30年度から年収360万円未満相当世帯の利用者負担額が軽減された。

(国基準：第3階層 14,100円 10,100円)

【規則改正の内容】

市町村民税所得割合算額77,101円未満(年収360万円未満相当)世帯の利用者負担額の上限額を引き下げる。

(市基準：第5階層 11,800円、第6階層 14,100円 いずれの階層 10,100円)

【施行年月日】

平成30年4月1日

2. 熊本県多子世帯子育て支援事業拡充に伴う改正

熊本県は、市町村による利用者負担額の軽減又は無償化に対する事業へ補助制度を実施しており、平成30年度の改正で、熊本市も補助の対象となった。

【規則改正の内容】

市町村民税所得割合算額77,101円以上～211,201円未満の世帯(第6階層)に該当し、18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯のうち、第3子以降の利用者負担額を無料とする。

(多子算定の年齢制限：小学3年生以下 18歳未満)

【施行年月日】

公布の日(平成30年4月分以降の利用者負担額について適用)

## 利用者負担額(月額)の比較表

(旧)

支給認定保護者の区分		平成30年度以降 利用者負担額(月額)
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円
第3階層	24,300円未満	7,400円
第4階層	24,300円以上48,600円未満	9,300円
第5階層	48,600円以上65,000円未満	11,800円
第6階層	65,000円以上77,101円未満	14,100円
第7階層	77,101円以上211,201円未満	20,500円
第8階層	211,201円以上	25,700円



(新)

支給認定保護者の区分		平成30年度以降 利用者負担額(月額)
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円
第3階層	24,300円未満	7,400円
第4階層	24,300円以上48,600円未満	9,300円
第5階層	48,600円以上77,101円未満	10,100円
第6階層	77,101円以上211,201円未満	20,500円
第7階層	211,201円以上	25,700円